

(照会先)  
社会保険庁運営部医療保険課  
適用・徴収対策室  
室長 金沢 孝志 (内線 3602)  
室長補佐 篠原 千代三 (内線 3602)  
電話 (代表) 03-5253-1111

平成 20 年 4 月 30 日  
社 会 保 険 庁

## 総務省年金記録確認第三者委員会あっせん事案の調査結果について

### (中間報告)

#### 1. 調査の経緯と対象事案

- ・ 社会保険庁（市町村を含む。）に納付の記録がなく、本人も直接的な納付の証拠を持たないものについて、総務省年金記録確認第三者委員会（以下「委員会」という。）に対し申立てが行われているところ、厚生年金に関する被保険者記録訂正のあっせんがあった事案は、1,325 件（平成 20 年 4 月 28 日現在）である。
- ・ 社会保険庁としては、これらの事案のうち、遡及した標準報酬月額の下げ又は資格喪失処理（以下「遡及記録訂正」という。）が行われている事案であって、社会保険事務所の処理に合理的な理由が見当たらないと判断され、平成 20 年 2 月までに記録訂正のあっせんがあった 16 件について、事務処理に関与した可能性のある当時の社会保険事務所の職員及び事業主等に対し当時の事務処理の経緯、理由等について調査を行い、平成 20 年 4 月 28 日現在の調査状況を取りまとめた。  
また、3 月 28 日及び 4 月 11 日にあっせんされた 3 件についても現在調査を行っている。  
なお、今回の調査結果は、現時点で職員及び事業主等への書面及び面談調査を基に判明した事実を中間的にまとめたものであり、更に確認を要する点も残されているので、引き続き調査を鋭意進めることとする。

#### 2. 調査方法

##### (1) 職員に対する調査

平成 20 年 1 月 11 日以降、順次、社会保険庁運営部医療保険課（以下「医療保険課」という。）から関係する地方社会保険事務局に対し、あっせんに係る遡及記録訂正が行われた当時の社会保険事務所の適用業務及び徴収業務の関係者を対象とし、以下の調査を指示した。

##### ア 聴取り調査

1 月 11 日以降、当時の担当職員であって現在も在職している者を対象とし、1 月 23 日までにあっせんがあった 13 件について、遡及記録訂正が行われた理由等に関係する地方社会保険事務局において聴取した。

なお、1 月 31 日以降にあっせんがあった事案については、早急に事案の把握を行う観点から聴取り調査を省略し、関係する地方社会保険事務局において直ちにイの書面及び面談調査に着手している。

## イ 書面及び面談調査

調査の更なる正確性を期すため、医療保険課から関係する地方社会保険事務局に対し、書面による調査とともに、書面調査対象者に対する面談調査を指示し、その後、あっせんが行われるごとに同様の調査を開始している。

### (注) 書面及び面談調査

#### ○ 書面調査の実施方法

当時の社会保険事務所の適用業務及び徴収業務の関係者を対象に、遡及記録訂正への関与の有無及び関与があった場合にはその内容等につき関係する地方社会保険事務局において調査。

#### ○ 面談調査の実施方法

書面調査の対象者全員に対し、遡及記録訂正への関与の有無、関与があった場合には、遡及記録訂正を行った経緯及びその内容等について、書面調査の内容も踏まえて関係する地方社会保険事務局において調査。

#### ○ 書面及び面談調査の指示日及び報告期限

- ・ 平成 20 年 1 月 31 日までにあっせんされた 15 件  
職員に対する書面及び面談調査指示日 → 平成 20 年 2 月 1 日、8 日  
報告期限 → 平成 20 年 2 月 18 日、22 日（その後 2 月末日まで延長）
- ・ 平成 20 年 2 月 29 日にあっせんされた事案 1 件  
職員に対する書面及び面談調査指示日 → 平成 20 年 3 月 4 日  
報告期限 → 平成 20 年 3 月 21 日

※ 医療保険課から関係する地方社会保険事務局に対して調査を指示。

※ 3 月 28 日にあっせんされた事案は 4 月 2 日に指示し、4 月 18 日が報告期限、4 月 11 日にあっせんされた事案 2 件については、4 月 21 日に指示し、5 月 16 日が報告期限となっている。なお、スケジュールは目安として示したものであり、実際の調査状況によって報告の時期には変動が生じている。

### (2) 事業主等に対する調査

平成 20 年 3 月 12 日に医療保険課から関係する全ての地方社会保険事務局に対し、それまでにあっせんがあった 16 件について、事業主であった者等に協力を求めた上で事実確認を行うよう指示し、3 月 25 日を目途に報告することとしていたが、依然事業主等に面会するのに時間を要している事案もある。

### (3) 職員に対する追加調査

上記 (1) 及び (2) の調査を実施した結果、必要がある場合には更なる面談調査を指示するほか、本庁の職員による面談調査も行っている。

## 3. 平成 20 年 2 月までにあっせんされた事案 16 件の調査状況

### (1) 調査事案の概要

#### ア 遡及記録訂正対象年代別件数

対象期間について、オンライン導入の昭和 61 年以前の事案が 4 件、昭和 61 年以降基礎年金番号を導入した平成 9 年前の事案が 9 件、平成 9 年以降の事案が 1 件、平成 9 年をまたいだ事案が 2 件となっている。

イ 事案の内容別件数

昭和 61 年以前の事案はすべて喪失年月日相違、昭和 61 年以降平成 9 年前の事案は標準報酬相違 3 件と喪失年月日相違 7 件（重複 1 件）、平成 9 年以降の 1 件は標準報酬相違、平成 9 年をまたいだ 2 件は標準報酬相違の事案である。

ウ 遡及記録訂正の月数

遡及の月数の単純平均は、資格喪失年月日相違で 10 月、標準報酬相違で 26 月である（小数点以下切り捨て）。

遡及月数の最大は中央事案 29 の 67 月、最小は東京事案 26 の 3 月である。

エ 標準報酬月額引下げ幅

標準報酬月額引下げ幅の最大は、中央事案 29 の 49.8 万円である。（59 万円から 9.2 万円への引下げ）

標準報酬月額引下げ幅の最小は、埼玉事案 4 の 16.2 万円である。（26 万円から 9.8 万円への引下げ）

(2) 職員及び事業主等に対する調査状況

ア 職員

遡及記録訂正処理を行った当時の社会保険事務所の適用及び徴収業務に携わったことが考えられる職員（所長及び次長を含む）に対して、書面及び面談調査を行ったが、その実施状況は別紙のとおりである。

イ 事業主等

遡及記録訂正処理に係る事業所の事業主、役員その他遡及記録訂正処理の内容を知っていると認められる者（以下「事業主等」という）に対する電話又は面談による聴取り調査を 16 件 15 事業所のうち 10 件 8 事業所について行っている（申立人への聴取りを除く）。

事業主に対する聴取りが 6 件 6 事業所、役員（清算人）に対する聴取りが 4 件 2 事業所、その他の者（事務の代行を行っていた者又は申立人以外の従業員）に対する聴取りが 3 件 2 事業所であった。

このほか、申立人に対する聴取りを 3 件 3 事業所に対し行っている。

また、聴取りを行っていない 6 件 6 事業所については、事業主等、関係者の所在が不明のため確認をしている状況であり、調査に時間を要しているが、引き続き所在の確認を行った上で聴取りを行う。

(3) これまでの調査で判明した状況

(1) 及び (2) にあるように全体として不明なところが多く、個別の事案ごとに見ると以下のとおりとなっているが、一部を除き社会保険事務所の職員が関与したとの事実は把握されていない。

①中央事案 3

(委員会の判断の概要)

社会保険事務所の厚生年金被保険者記録では、平成 5 年 1 月 1 日から 6 年 1 月 21 日までの標準報酬月額が、当初の 53 万円から 20 万円に訂正されているが、厚生年金基金の記録及び給与支払明細書から、当該期間に係る標準報酬月額が 53 万円であることが確認できる。

この処理は、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった平成6年2月1日の後の平成6年4月7日付けで、平成5年1月1日に遡及して行われており、かかる処理を行う合理的な理由が見当たらず、事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所での標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、当初届けられた53万円にすることが必要と認められる。

#### (調査の状況)

- ・ 職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員35名のうち、所在不明者1名を除く34名を対象に、平成20年2月13日から書面及び面談調査を実施したが、当該事業所の名称や遡及訂正処理を記憶する者は存在せず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。
- ・ 事業主等に対する調査については、平成20年3月18日に事業主あて文書により協力を依頼したが、連絡がないため、平成20年4月17日に、事業主への協力要請のため自宅に赴いたが、不在であったため、引き続き事業主への協力を要請する予定である。

### ②千葉事案1

#### (委員会の判断の概要)

社会保険事務所の厚生年金被保険者記録では、平成10年4月から12年3月までの標準報酬月額が、当初の38万円から9万8千円に訂正されているが、給与支払明細書から、当該期間に係る標準報酬が38万円であることが確認できる。

この処理は当該事業所が適用事業所に該当しなくなった平成12年4月30日より後の同年5月16日付けで、平成10年4月1日に遡及して行われており、かかる処理を行う合理的な理由が見当たらず、事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらの事情のほか、申立人の当該事業所での地位その他の事情を総合的に判断すると、社会保険事務所での標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、当初届けられた38万円にすることが必要と認められる。

#### (調査の状況)

- ・ 職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員18名のうち、所在不明者1名、調査実施中1名を除く16名を対象に、平成20年2月13日から書面及び面談調査を実施したところ、当該事業所の名称を記憶する者が2名存在したが、遡及訂正処理を記憶している職員はおらず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。
- ・ 事業主等に対する調査については、事業主及び役員ともに所在が不明であるため、所在確認作業を行っているところである。
- ・ 今後、申立人に事業主等の所在に関する情報提供を求め、所在を確認した上で事実関係の確認を行うとともに、事業所名を記憶していた職員に対し、再度、面談調査等を行う予定としている。

### ③兵庫事案 1、2

#### (委員会の判断の概要)

社会保険事務所の事業所番号等整理簿において、申立人が勤務していた事業所の全喪年月日は、当初、昭和52年12月21日と記載されていたところ、後日、遡及して昭和51年8月1日と訂正されており、同様に、被保険者原票において、申立人の資格喪失日も、当初、昭和52年12月21日と記載されていることが確認できる。

しかし、雇用保険の記録、当時の同僚の証言及び昭和52年10月の定時決定記録から、申立人は申立期間に当該事業所に継続して勤務したと認められ、かかる訂正処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立てに係る事業所の全喪年月日及び事業所が届け出た申立人の資格喪失日は当初の記録どおりであることが認められ、社会保険事務所において資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

#### (調査の状況)

- ・ 職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員23名のうち、死亡者1名、所在不明者1名を除く21名を対象に、平成20年2月8日から書面及び面談調査を実施したが、当該事業所の名称や遡及訂正処理を記憶する者は存在せず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。また、事業主等に対する調査の結果を受けて、当時の職員に経過等を説明した上で記憶がないかどうかを再度確認したが、記憶している者は存在しなかった。
- ・ 事業主等に対する調査については、事業主は死亡していることから、清算人に面談し事実関係を確認したところ、昭和51年9月頃に工場を閉鎖した以降は、一切事業を行っておらず、また、当該事業所の登記簿謄本によると、昭和51年7月に解散決議が行われており、昭和51年8月に遡及した資格喪失の記録訂正を行っている社会保険事務所の処理との整合性が見られる。
- ・ 一方、申立人が提出した資料によると、当該事業所は昭和52年5月で閉鎖して同月に新会社を設立することとなっており、同月までの間は何らかの事業を行っていた可能性もある。  
そのため、申立人に対し当時の事情を知る他の従業員の所在を確認し、事実確認を行うこととしている。

### ④中央事案 22

#### (委員会の判断の概要)

社会保険事務所の被保険者名簿において、申立人及び同僚3名の資格喪失日が昭和54年3月31日と記録されているが、雇用保険の記録によれば離職日は昭和55年4月10日となっており、申立人が申立期間において継続して勤務していたことが確認できる。

また、健康保険被保険者証の返還日が昭和55年5月16日と記録されていること、同僚のうち1名については、昭和54年10月の標準報酬月額額の定時決定の記録があること等から、遡って資格喪失の手続が行われたものと判断される。

このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、事実と反する処理が行われたことが認められる。これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日は、勤

務の実態があったと推定される雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和55年4月11日であると認められる。

(調査の状況)

- ・ 職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員26名のうち、死亡者3名、所在不明者2名、調査実施中1名を除く20名を対象に、平成20年2月6日から書面及び面談調査を実施したところ、当該事業所を滞納事業所として記憶する者が1名存在したが、遡及訂正処理を記憶している職員はおらず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。
- ・ 事業主等に対する調査については、平成20年3月19日に事業主に面談し事実関係を確認したところ、申立に係る事業所は親会社の一部門を独立させ設立したもので、実質的な代表は親会社の事業主であるが、既に死亡しているため事実確認を行うことはできない。また、社会保険関係の事務手続は親会社で一括して行っており、事業主はその担当者等を記憶していないことから、事業主においても事実関係は確認できていない状況である。
- ・ 申立人に連絡し、当時、社会保険事務を担当していたと思われる親会社の関係者について情報提供を求め、所在を確認した上で事実確認を行う。

⑤中央事案29

(委員会の判断の概要)

社会保険事務所の厚生年金被保険者記録では、平成7年2月1日から12年9月1日までの期間の標準報酬月額が、当初の59万円から9万2千円に訂正されているが、この処理は当該事業所が適用事業所に該当しなくなった平成12年11月1日より後の同年12月6日付けで、遡及して行われている。

社会保険事務所が保管している資料では、申立人が平成12年12月7日に社会保険事務所を訪れるとともに、標準報酬月額の見直しを行った旨の記録が残っているが、申立人は当時社会保険事務所には行っておらず、標準報酬月額変更届も提出していないと申し立てている。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由がなく、標準報酬月額にかかる有効な記録訂正があったとは認められないため、申立人の標準報酬月額は当初届けられた59万円にすることが必要と認められる。

(調査の状況)

- ・ 職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員15名を対象に、平成20年2月13日から書面及び面談調査を実施したところ、事業所名を記憶している者が2名存在したが、遡及訂正処理を記憶している職員はおらず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。
- ・ また、事業主等の調査の結果を受けて、社会保険事務所に残された当時の事業所に対する指導記録を基に、平成20年4月14日に本庁において当時の所長及び徴収担当職員を対象に面談調査を行ったが、全員、報酬訂正に係る届出を受理した記憶はなかった。
- ・ 事業主等に対する調査については、平成20年3月25日及び4月15日に事業

主に面談し事実関係を確認したところ、平成12年度は役員報酬を受けておらず、標準報酬月額を最低額にする手続を算定基礎届の際に自ら行っているが、平成11年度までは役員報酬を全額受けていたため、平成7年2月にまで遡った訂正は行っていないとのことである。

また、事業が継続できなくなった平成12年11月初旬から同年12月初旬までの間は東京を離れている上、事業が継続できなくなった平成12年11月初旬以降は、社会保険事務所には連絡も訪問もしていないとのことである。

- ・ 事業主の証言と社会保険事務所に残されている資料の内容が相違していることから、再度、担当職員に対し、本庁職員による面談調査等を行い、事実関係を確認することとしている。

## ⑥鹿児島事案1

### (委員会の判断の概要)

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、申立人が勤務していた事業所の全喪年月日は、平成5年8月31日とされ、申立人も同日付けで資格喪失となっているが、平成5年10月及び平成6年10月の標準報酬月額の定時決定の記録があること並びに当該定時決定及び平成7年2月1日の資格喪失の記録が同年9月7日付けで、平成5年8月31日に遡及して訂正処理されている。かかる処理を行う合理的な理由がなく、事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、資格喪失日に係る有効な訂正処理があったとは認められず、また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、取り消される前の厚生年金被保険者記録とすることが妥当である。

### (調査の状況)

- ・ 職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員14名のうち、死亡者1名を除く13名を対象に、平成20年2月7日から書面及び面談調査を実施したところ、当該事業所を滞納事業所として記憶する者が1名存在したが、遡及訂正処理を記憶している職員はおらず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。
- ・ 事業主等に対する調査については、住所を調査し平成20年3月17日に現地へ赴いたが、現在は別人が居住しており、事業主の所在は未だ不明である。また、申立人に事実関係を確認したところ、当初は事業主の妻が社会保険の手続きをしていたが、途中からは誰が担当していたか記憶にないとのことであった。
- ・ 調査の過程において、所在が判明した元従業員に対し、事実関係の確認を行う予定である。

## ⑦埼玉事案4

### (委員会の判断の概要)

社会保険事務所の厚生年金被保険者記録においては、平成7年11月1日から9年8月31日までの標準報酬月額が、当初の26万円から9万8千円に訂正されているが、雇用保険受給資格者証及び申立人から提出された家計簿から、当該期間に係る標準報酬月額が26万円であること、申立期間に同額の標準報酬月額に相当する保険料を給与から控除されていることが認められる。

この処理は当該事業所が適用事業所に該当しなくなった平成9年8月31日より

後の同年9月16日付けで、平成7年11月1日に遡及して行われており、かかる処理を行う合理的な理由が見当たらず、事実を反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所での標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、当初届けられた26万円にすることが必要と認められる。

#### (調査の状況)

- ・ 職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員20名を対象に、平成20年2月4日から書面及び面談調査を実施したが、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。  
書面調査において、事業主に滞納保険料の納付勧奨を行う中で納付意思がみられなかったことから、滞納処分を実施する旨通告したところ、事業を継続できるよう懇願されたので、保険料の仕組みを説明し、届出を持参すれば受理する旨伝えたとの申告を行った職員がいたが、平成20年4月15日に、本庁において改めて当該職員に面談調査を行ったところ、当初の申告内容を否定し、記憶違いであったと述べている。
- ・ 事業主等に対する調査については、事業主は既に死亡していることから、平成20年3月18日に当時の役員と思われる者に文書で調査への協力依頼を行ったが、まだ連絡がとれていない。
- ・ 今後も役員に接触を図り、事実関係の確認を行うとともに、再度、当時の職員に対し、本庁職員による面談調査等を行うこととしている。

### ⑧東京事案19

#### (委員会の判断の概要)

社会保険事務所の記録において、申立人が勤務していた事業所の全喪年月日は、昭和50年6月30日であるが、事業主は同年12月2日に全喪届の手続を行ったことが確認でき、かつ厚生年金被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は昭和50年6月30日と記録されているものの、給与明細書により、昭和50年6月から同年10月までの給与において、事業主により厚生年金保険料が控除されていること、昭和50年10月に定時決定が行われていることが確認できることから、資格喪失の手続きが遡及して行われたものと認められる。

上記のように遡って資格喪失処理を行う合理的理由は見当たらず、社会保険事務所において事実を反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記資格喪失に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は昭和50年11月1日であると認められる。

#### (調査の状況)

- ・ 職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員36名のうち、所在不明者24名を除く12名を対象に、平成20年2月13日から書面及び面談調査を実施したが、当該事業所の名称や遡及訂正処理を記憶する者は存在せず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。
- ・ 事業主等に対する調査については、事業主は既に死亡しており、当時の役員

についても所在不明であることから、まだ実施できていない。

- ・ 事案が古く、職員及び事業所の関係者からの聴取は困難な状況にあるが、申立人に連絡して当時の状況を確認できる者について情報提供を求めるとともに、当時の職員に対して再度面談等による調査を行うこととしている。

#### ⑨東京事案 20

##### (委員会の判断の概要)

社会保険事務所の記録において、申立人が勤務していた事業所の全喪年月日は、平成4年11月30日であり、申立人は倒産まで厚生年金保険に加入していたと主張しているが、資格喪失年月日は平成3年2月5日となっている。

しかし、申立人が保存していた給与明細書からは、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることが推認できるうえ、社会保険事務所が保有する当該事業所の全喪年月日と申立人が主張する倒産時期が一致している。

さらに、申立人の申立期間に係る平成3年度及び4年度の算定基礎届の記録が平成5年2月5日付けで遡及して取消されたうえ、平成3年2月5日を資格喪失年月日とする処理がされた記録が残されているが、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において有効な記録訂正があったとは認められず、資格喪失年月日の記録を訂正する必要がある。

##### (調査の状況)

- ・ 職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員21名のうち、所在不明者3名を除く18名を対象に、平成20年2月13日から書面及び面談調査を実施した。
  - ・ その際、当時の徴収職員から、本件事案の事業所の社員のうち、別法人の社長である者がおり、当該別法人は本件事案にかかる事業所の子会社であった、との事実関係が当時確認されたことから、当該別法人（以下「当該子会社」という。）の社長に確認の上、平成5年2月から2年間遡及して資格喪失処理を行ったことを内容とする申告があった。
  - ・ 次に本件事案の事業主に対し、事実関係全体を確認したところ、申立人は当該子会社の社長であったこと、申立人の給与の支払いがどこで行われていたかはわからないことを内容とする申告があった。
  - ・ これを踏まえ、再度当時の社会保険事務所長、徴収課長及び徴収担当職員に面談調査を行ったところ、申立人は当該子会社の社長であったと考えられること、申立人のほか数名の社員が当該子会社の社員であったことを内容とする申告を行った職員がいたが、当該子会社の社長が申立人本人だったか否かを断定するまでには至っていない。
  - ・ さらにこれを受けて申立人に面談し事実関係を確認したところ、本人は本件事案の事業所の部長として勤務しており、当該子会社の社長に就任したとの記憶はないこと、また社会保険事務所から遡及訂正の説明を受けて届書を提出したとの記憶はないことを内容とする申告がなされた。
- 以上のことから、職員及び本件事案の事業主の申告によれば、申立人は当該子会社の社長であり、本件事案に係る事業所の被保険者ではないことを社会保険事務所の職員が当時確認した上で遡及記録訂正処理を行ったことも考えられる

が、一方で申立人の申告によれば、本人は当該子会社の社長でなく、本件事案に係る事業所の部長だったとの記憶があることから、登記簿謄本の調査及び関係者に対する更なる調査を行い、当時の事実関係を精査することとしている。

#### ⑩中央事案 47

##### (委員会の判断の概要)

社会保険事務所の記録では、申立人の資格喪失日は平成4年3月31日となっているが、雇用保険の記録により申立人は平成5年3月15日まで勤務していたことが確認でき、所得税の確定申告書の控えより平成4年3月から同年12月まで厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、平成4年3月31日に資格喪失した旨の処理が約1年後の平成5年3月1日に行われ、また、申立人が勤務していた事業所が適用事業所に該当しなくなった平成5年1月31日の約1年後である平成6年1月10日に標準報酬月額が減額された旨の処理が遡及して行われており、このような遡及処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記の資格喪失処理及び標準報酬月額の減額処理は有効とは認められず、申立人の資格喪失日は平成5年1月31日であると認められ、申立期間の標準報酬月額は26万円とすることが妥当である。

##### (調査の状況)

- ・ 職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員54名のうち、死亡者2名、所在不明者8名を除く44名を対象に、平成20年2月13日から書面及び面談調査を実施したが、当該事業所の名称や遡及訂正処理を記憶する者は存在せず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。
- ・ 事業主等に対する調査については、事業主に対し電話による聴取を行ったが、社会保険に関する事務手続については事務担当者が行っていたため、遡及訂正処理に係る記憶はないとしている。ただし、社員は平成5年まではいたと思うとのことであった。
- ・ 事業主は、当時の事務担当者は病気療養中のため、名前を教えることは差し控えたいとしているので、申立人に連絡し、当時の状況を確認できる者について情報提供を求めることとしている。

#### ⑪東京事案 26

##### (委員会の判断の概要)

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、申立人の資格喪失日は平成4年12月31日となっているが、給与明細書から申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認でき、また、雇用保険受給資格者証及び企業年金連合会（当時は厚生年金基金連合会）の年金支給義務継承通知によれば、申立人が主張する退職日である平成5年3月21日まで事業所に在籍していたことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録において、当初、申立人の資格喪失日は平成5年3月21日と記録されていたが、同年7月7日付けでこれを遡って取消され、平成4年12月31日を資格喪失日とする処理がなされた記録が残されており、この

ような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

これらの事情のほか、申立人の当該事業所での地位その他の事情を総合的に判断すると、申立人の資格喪失日は平成5年3月21日であったものと認められる。

(調査の状況)

- ・ 職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員22名のうち、所在不明者1名、調査実施中2名を除く19名を対象に、平成20年2月13日から書面及び面談調査を実施したところ、当該事業所の名称を記憶する者が1名、滞納事業所として記憶する者が1名存在したが、遡及訂正処理を記憶している職員はおらず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。
- ・ 事業主等に対する調査については、事業主に対し電話による聴取りを行った。事業主によると、届出については記憶がなく、関係書類についても倒産が決定的になった際に全て焼却処分したとしている。  
また、当時の事務担当者の証言によると、遡及した届書の提出については記憶がないが、平成5年夏頃まで事業を行っていたと思うとのことであった。
- ・ 今後は平成5年夏頃まで事業を行っていたと思うとの当時の事務担当者の証言を踏まえ、再度当時の職員に対し、面談等による調査を行うこととしている。

⑫広島事案2

(委員会の判断の概要)

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、申立人の資格喪失日は平成5年8月31日となっているが、申立人の離職日は雇用保険の記録において平成6年3月25日であることが確認でき、給与明細書から申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録において、申立人の資格喪失日は、当初、平成6年3月26日と記録されていたが、勤務する事業所が適用事業所に該当しなくなった平成6年6月26日の後の同年9月5日付けで、平成5年8月31日に遡及して訂正されており、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、資格喪失に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は平成6年3月26日であったものと認められる。

(調査の状況)

- ・ 職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員19名のうち、所在不明者2名を除く17名を対象に、平成20年2月18日から書面及び面談調査を実施したが、当該事業所の名称や遡及訂正処理を記憶する者は存在せず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。
- ・ 事業主等に対する調査については、事業主の自宅にて面談を行ったが、事業主によると、経営には一切関与しておらず、事実上の代表は父親である会長であり、経理や事務手続（社会保険を含む）についても全て会長が取り仕切っていた。自分と会長の資格喪失日を遡及して訂正することは聞かされていたが、遡及した訂正処理を行うに至った経緯等については、会長が亡くなった今となっては何もわからないとのことであった。

- ・ このような状況から、これ以上の調査は困難と考えている。

### ⑬宮城事案 8、9

#### (委員会の判断の概要)

社会保険庁の記録において、申立人の資格喪失日は当該事業所の全喪年月日である平成5年7月31日とされているが、雇用保険の記録からは申立人が当該事業所に申立期間である平成5年7月31日から同年11月1日において継続して勤務していたことが確認でき、20人全員の標準報酬月額について同年8月の随時改定若しくは同年10月の定時決定の記録が同年11月12日に取消処理がされていること等から、同年11月頃に全喪及び資格喪失処理が遡って行われたものと判断され、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、資格喪失に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は保険料控除の事実から推定される平成5年11月1日であると認められる。

#### (調査の状況)

- ・ 職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員21名のうち、調査実施中1名を除く20名を対象に、平成20年2月15日から書面及び面談調査を実施したが、当該事業所の名称や遡及訂正処理を記憶する者は存在せず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。

- ・ 事業主等に対する調査については、事業主が行方不明であることから、当時当該事業所にかかる事務の代行を行っていた者2名にそれぞれ面談を行った。当時事務代行を行っていた者のうちの1名によると、事業主が行方不明となった後の事務手続は行ったものの、遡及した訂正に係る届出を行ったことはないとのことであった。また、もう1名は、遡及訂正処理に係る届出や滞納の有無についてはわからないとのことであった。

なお、事務の代行を行っていた者からの聴取により判明した、当該事業所の役員に確認したところ、事業主が行方不明となったのは、平成6年3月17日で事業はその日まで行っていたとのことである。

- ・ これらのことから、当初届出された資格喪失年月日(平成5年11月1日)と実際に事業を閉鎖したとの証言がある日についても相違していることが判明したため、改めて当時の関係者に面談等による調査を行い、事実確認を行うこととしている。

### ⑭中央事案 86

#### (委員会の判断の概要)

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録において、申立人がA社に勤務していた平成3年7月1日から5年1月26日までの期間については、当初、平成3年7月から同年9月までは44万円、同年10月から4年12月までは47万円と申立人の主張する額が標準報酬月額として記録されており、また、給与支払明細書からも、これらの標準報酬月額に相当する保険料を事業主により控除されていたことが認められるが、当該事業所の全喪後である平成5年3月8日付けで、平成3年7月1日に遡及して標準報酬月額が8万円に引き下げられている。

また、申立人がB社に勤務していた平成6年7月1日から7年2月21日までの期間については、当初の社会保険事務所の記録において、申立人が主張する32万円と記録していたところ、当該事業所の全喪後の平成7年7月26日付けで、平成6年7月1日から同年10月31日までを8万円、同年11月1日から7年2月21日までを9万2千円に遡及して引き下げられている。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、いずれの期間ともに当初の標準報酬月額に訂正することが必要と認められる。

#### (調査の状況)

- ・ 職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員71名のうち、所在不明者5名を除く66名を対象に、平成20年3月11日から書面及び面談調査を実施したが、当該名称や遡及訂正処理を記憶する者は存在せず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。
- ・ 事業主等に対する調査については、平成20年3月28日に事業主あて文書により協力を依頼したが、まだ連絡はない。  
また、申立人に電話により当時の社会保険担当者の所在について確認したが、当時の担当者はわからないとのことであった。
- ・ 引き続き事業主との接触及び事実関係の把握に努める。

#### 4. 今後の対応

所在不明等により、事業主等の聴取りができていない事案については、引き続き協力を要請するとともに、職員や事業所の関係者に対しても、必要な調査を進めていく。

また、当時の社会保険事務所における遡及訂正に係る事務処理プロセス、関係情報の有無等についても更に精査を加えるなど、引き続き調査を鋭意進めることとする。

総務省年金記録確認第三者委員会あつせん事案の調査

	事案番号	事案内容	対象期間		管轄事務局	調査対象者			備考
			月数	対象者		実施者数			
						書面	面談		
1	中央事案3	A	H5.1.1~6.1.21	12	東京	35	34	34	調査対象者のうち所在不明1名
2	千葉事案1	A	H10.4.1~12.3.1	23	東京	18	17	17	調査対象者のうち所在不明1名、調査実施中1名
3	兵庫事案1	B	S51.8.1~52.12.10	16	兵庫	23	21	21	調査対象者のうち所在不明1名、死亡1名
4	兵庫事案2	B	S51.8.1~52.12.10	16	兵庫	-	-	-	
5	中央事案22	B	S54.3.31~55.4.11	13	大阪	26	21	21	調査対象者のうち所在不明2名、死亡3名、調査実施中1名
6	中央事案29	A	H7.2.1~12.9.1	67	東京	15	15	15	
7	鹿児島事案1	B	H5.8.31~7.2.1	18	鹿児島	14	13	13	調査対象者のうち死亡1名
8	埼玉事案4	A	H7.11.1~9.8.31	21	埼玉	20	20	20	
9	東京事案19	B	S50.6.30~50.11.1	5	東京	36	12	12	調査対象者のうち所在不明24名
10	東京事案20	B	H3.2.5~4.11.30	21	東京	21	18	18	調査対象者のうち所在不明3名
11	中央事案47	B	H4.3.31~5.1.31	10	東京	54	44	44	調査対象者のうち所在不明8名、死亡2名
		A	H4.1.1~5.1.16	12					
12	東京事案26	B	H4.12.31~5.3.21	3	東京	22	21	21	調査対象者のうち所在不明1名、調査実施中2名
13	広島事案2	B	H5.8.31~6.3.26	7	広島	19	17	17	調査対象者のうち所在不明2名
14	宮城事案8	B	H5.7.31~5.11.1	4	宮城	21	21	21	調査実施中1名
15	宮城事案9	B	H5.7.31~5.11.1	4	宮城	-	-	-	
16	中央事案86	A	H3.7.1~5.1.26	18	東京	15	14	14	調査対象者のうち所在不明1名
		A	H6.7.1~7.2.21	7	東京	56	52	52	調査対象者のうち所在不明4名
合計		-	-	-	-	395	340	340	-

標準報酬相違をA、喪失年月日相違をBで表示